

令和3年度大学入学選抜実施要項(令和2年6月19日)に関する

Q&A

令和2年8月3日  
 令和2年9月17日更新  
 令和2年11月24日更新  
 文部科学省高等教育局  
 大学振興課大学入試室

**総論** 令和3年度大学入学選抜における日程の考え方) ..... 7

Q1 今回、大学入学共通テストの日程が2つ設けられ、さらには特例追試験が実施されることになったが、このような日程としたのはどのような考え方によるものか。..... 7

**第3 入試方法** ..... 7

Q2 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまでに評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。【9/17追加】.. 7

**第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表** ..... 8

Q3 各大学は7月31日までに何を公表すればよいのか。..... 8

**第13 その他注意事項** ..... 8

4 入学選抜の公正確保(4)関係 ..... 8

Q4 大学入学共通テストの特例追試験を受験した者の合否判定の方法や基準をあらかじめ公表する必要があるか。【9/17追加】 ..... 8

**第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等** ..... 9

1 試験期日等(1)関係 ..... 9

(学業の遅れ関係) ..... 9

Q5 「学業の遅れ」について、本人が来年1月30、31日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(2)」)という。)の受験を希望しても学校長が学業に遅れがないと判断した場合は、1月16、17日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(1)」)という。)を受験することになるのか。..... 9

Q6 共通テスト(2)に出願する場合の手続きはどのようなようになるのか。【9/17更新】 ..... 9

Q7 具体的に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「学業の遅れ」とは何か。..... 9

Q8 学業の遅れは学校単位で認めるのか、個人単位で認めるのか。..... 9

**1 試験期日等(2)関係** ..... 10

(受験機会確保を必要とする対象者関係) ..... 10

Q9 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。..... 10

Q10 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めるとは可能か。..... 10

(受験機会確保関係) ..... 10

Q11 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。..... 10

Q12 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。10

Q13 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。..... 11

Q14 Q13に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額になっても構わないか。..... 11

Q15 Q13 に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいのか。..... 11

Q16 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。..... 11

Q17 Q16に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。..... 11

Q18 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜や学校推薦型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。..... 11

Q19 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせて選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえないのか。..... 12

Q20 一般選抜後日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和3年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。..... 12

Q21 Q20に関して、退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状軽快後72時間経過ということか。..... 12

Q22 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月26日以降となったリ、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。..... 13

Q23 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいのか。..... 13

Q24 大学入学共通テストを利用して選抜する場合について、試験期日が特例追試験の成績提供日前に設定されていれば、特例追試験受験者を受験対象から除外するという理解でよいのか。..... 13

(受験機会の確保のための個別学力検査関係) ..... 14

Q25 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解でよいのか。..... 14

- 追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要はあるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。..... 17
- 別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について**..... 17
- Q39 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。..... 17
- Q40 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。【9/17追加】..... 17
- Q41 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題はないか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題はないか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。..... 17
- Q42 令和2年度大学入学者選抜までは、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、提出することが出来たが、今年度も同様に取り扱って構わないか。..... 18
- Q43 Q42 について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。..... 18
- Q44 第3学年の評定欄が記載不可とする場合、学習成績の状況はどのように計算するべきか。また、第3学年の評定が記載できない結果、大学によっては出願要件として求められている学習成績の状況の値に満たない場合は、その大学を生徒は受験できないのか。..... 18
- Q45 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。..... 18
- Q46 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならぬのか。..... 19
- Q47 第3学年の評定欄の記載方法について、臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされているが、調査書を記載する際には、どの欄に、どのように記載すればよいのか。..... 19
- Q48 臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされているが、生徒本人が感染や体調不良等のため、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止となっていたことを理由に評定を付することが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいか。..... 19
- Q49 感染拡大のリスクなどを鑑みた自主的な欠席などのために評定を付することが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいか。..... 19
- Q50 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することが出来るのか。..... 19
- Q51 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。..... 20

**別添 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイ**

- Q26 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試験等の対応が必要か。..... 14
- Q27 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。..... 14
- Q28 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。..... 14
- Q29 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。..... 14
- Q30 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。..... 15
- (定員管理関係)..... 15
- Q31 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということではよいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということではよいか。..... 15
- Q32 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者が想定できず、入学生員充足率に影響が生じることが考えられる。令和3年度大学入学者選抜に限り、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。【9/17更新】..... 15
- 1 試験期日等(5)関係..... 15
- Q33 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、例年を出願時に資格・検定試験等の成績を提出してもらっているが、今年度については、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。..... 15
- Q34 ICTを活用したオンラインでの選抜を実施する際に、当日に接続不良が生じた場合や、通信環境整備を整えることが出来ない入学志願者については、どのような対応をすればよいか。【9/17追加】..... 16
- 2 出題範囲等関係..... 16
- Q35 個別学力検査の出題範囲等の工夫については努力目標と理解してよいか。..... 16
- 3 調査書関係..... 16
- Q36 部活動の全国大会の中止を受け、独自の地方大会を開催する自治体がある。こうした大会における成果を総合型選抜や学校推薦型選抜の評価に活用することは可能か。..... 16
- 4 その他(1)関係..... 17
- Q37 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学が講ずる方策について、その内容はいつまでに公表すればよいのか。..... 17
- Q38 受験機会確保の方策や出題範囲等への配慮について、大学が公表する際には、具体的に

要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。【11/24 追加】

Q70 屋食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていれば「時間を限定して設定したことになるのか。【11/24 追加】

Q71 屋食以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とすべきか。【11/24 追加】

Q72 全員一律に行う検温については行う必要はないとのことだが、当日の朝に検温を忘れていた受験生に対して、検温できるスペースを設けることは可能か。【11/24 追加】

3. 関係

Q73 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。

Q74 何のために受験生に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)の導入を推奨するのか。【11/24 追加】

Q75 COCCAをダウンロードしている受験生が受験時に感染していた場合や濃厚接触者だった場合には、何らかの情報が大学にも連絡されるのか。【11/24 追加】

Q52 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならぬのか。.....20

Q53 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていること理解すればよいか。【11/24 追加】.....20

2. (1) 関係

Q54 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。【11/24 更新】.....20

Q55 別室は何通り設ける必要があるのか。【11/24 追加】.....21

Q56 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数いた場合、2メートル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。【11/24 追加】.....21

Q57 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。【11/24 追加】.....21

Q58 試験開始前の72時間、試験室を使用しなければ、試験前日に消毒用アルコールを使用した拭き取りを行わなくてもよいか。【11/24 追加】.....21

Q59 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。【11/24 更新】.....21

Q60 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応が必要か。【11/24 追加】.....22

Q61 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。【11/24 更新】.....22

Q62 Q61 について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。.....22

Q63 コンタクトスポーツや発声を伴う歌唱などの実技試験については、入念な感染症対策を講じた上で、実施することは可能か。.....22

2. (2) 関係

Q64 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。.....23

Q65 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。【11/24 追加】.....23

Q66 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。【11/24 追加】.....23

Q67 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。【11/24 追加】.....23

Q68 無症状の濃厚接触者について、受験要件を満たしているかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。【11/24 追加】.....23

Q69 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを

### 総論(令和3年度大学入学者選抜における日程の考え方)

Q1 今回、大学入学共通テストの日程がなつ設けられ、さらには特別追試験が実施されることとなったが、このような日程としたのはどのような考え方によるものか。

A 臨時休業の長期化や新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、入試日程については、高校生の学業の遅れがみられる中で、どのような対応ができるかを考え、高校・大学関係者間で調整しました。調整にあたっては、受験生の置かれている状況を踏まえるべきという認識のもと、生徒の意向を把握できる立場の高校長へのアンケート調査の実施を全国高等学校長協会に依頼し、その結果も参考にしました。アンケート結果では、当初予定とおり実施を希望する意見が約7割、共通テストの日程を後ろ倒しすべきとする意見が約3割であり、また、後ろ倒しを求める意見のうち、2週間程度後ろ倒しすべきという意見が約6割と最も高くなっています。

こうした受験生や高校現場のニーズに応える観点から検討した結果、試験実施時期の新型コロナウイルス感染症の状況予測の困難さを考慮し、当初本試験(1月16、17日)の1週間後に実施予定だった追試験を2週間後に後ろ倒し、全国に試験会場を拡大するとともに、それを学業の遅れにも対応できるように出願時から選択できる日程(1月30、31日)としました。

また、この日程を選択した受験生が病気などで受験できなくなった場合でも、その後の大学受験の機会が閉ざされないよう、特別追試験(2月13、14日)を設けました。

新型コロナウイルス感染症という長期的な対応が求められることが見込まれる特例的な事態の中で、不安を抱えながら大学進学を目指し、努力をされている受験生が安心して共通テストを受験できるように、少しでも多くの選択肢を設けるため、このような日程を設けることとしたものです。

### 第3 入試方法

Q2 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。【9/17追加】

A 令和3年度大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。))において、学校長の推薦がなければ受験できない学校推薦型選抜は、学部等募集単位ごとに入学定員の5割を超えないこととされていますが、公募型の総合型選抜については、募集人員に関する制約はありませんので、それを踏まえ、各大学において学校推薦型選抜と総合型選抜の募集人員の設定をご検討ください。

なお、医師などの高度な専門知識等が必要な職業分野を目指す入学者を総合型選抜で決定することは、入学後の学修や目指す職業とのミスマッチを防止する効果も期待できることから、本年度の実施要項では、入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意することをとしています。

### 第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

Q3 各大学は7月31日までに何を公表すればよいのか。

A 実施要項第7の1にあるとおり、入試方法の区分ごとに、

- ・個別学力検査の実施教科・科目、
- ・入試方法(小論文の出題や面接の実施等)、
- ・その他入学者選抜に関する基本的な事項

を公表することが必要です。

特に本年度は、学業の遅れに配慮する観点から、大学入学共通テストの指定科目数を減じることや、個別学力検査における選択問題の設定など出題範囲等の工夫を行う場合も、その内容について公表することが必要です。

また、必ずしも7月31日までに公表が必要ではありませんが、新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験生の受験機会を確保するため、各大学は、

(ア)追試験の設定

(イ)追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替のいずれか一つを必ず講ずることが求められていますので、受験機会の確保に関する措置についても決定次第速やかに公表をお願いします。

なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いいたします。

### 第13 その他注意事項

#### 4 入学者選抜の公正確保(4)関係

Q4 大学入学共通テストの特別追試験を受験した者の合否判定の方法や基準をあらかじめ公表する必要があるか。【9/17追加】

A 実施要項第14の1(1)③では、特別追試験受験者が、大学入学共通テストを利用する選抜に出願できるよう配慮をお願いします。

その際には、特別追試験の受験者についても、実施要項第13の4(4)のとおり、その合否判定の方法や基準をあらかじめ募集要項等により公表してください。

なお、当該記載が無い募集要項等に公表している場合や、募集要項の発表まで時間がかかる場合には、大学のホームページ等により、なるべく速やかに、特別追試験受験者に係る合否判定の方法や基準を公表するようお願いいたします。

## 第 14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

### 1 試験期日等 (1) 関係

(学業の遅れ関係)

Q5 「学業の遅れ」について、本人が来年1月 30、31 日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(2)」という。)の受験を希望しても学校長が学業に遅れがないと判断した場合は、1月 16、17 日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(1)」という。)を受験することになるのか。

A 共通テスト(2)を選択する者については、  
・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)等を令和3年3月に卒業見込みの者のうち、  
・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当であると在学する学校長に認められた者としています。

生徒個人の選択を踏まえ、各生徒について学校長が、共通テスト(2)を受験することが適当かどうか判断することになります。

Q6 共通テスト(2)に出願する場合の手続きはどのようになるのか。【9/17 更新】

A 共通テストの出願(令和2年9月 28 日(月)～10 月8日(木))については、高等学校等を令和3年3月に卒業見込みの者は、在学する学校長を経由して志願票を提出することになっており、その際、各生徒が共通テスト(2)を選択した場合は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当かどうかを学校長が判断することになります。

なお、受験日の選択に関連した具体的な手続きについては、高等学校を令和3年3月に卒業見込みの者の場合は、大学入試センターホームページに掲載している「令和3年度大学入学選抜に係る大学入学共通テスト志願票及び訂正届の取りまとめ要領」をご参照ください。それ以外の出願資格に該当する者で令和3年3月に卒業見込みの者の場合は、大学入試センターの志願者問合せ専用電話にお問い合わせください。

Q7 具体的に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「学業の遅れ」は何か。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業を実施したことなどによる各高等学校等における授業の遅れを想定しています。

Q8 学業の遅れは学校単位で認めるのか、個人単位で認めるのか。

A 共通テスト(2)を選択する者については、  
・高等学校等を令和3年3月に卒業見込みの者のうち、  
・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当であると在学する学校長に認められた者

としています。

高校3年生は選択科目が多く、かつ、生徒によっては受験科目が異なるため、受験に必要な科目は既に2年生までに履修し終わっている生徒もいます。生徒個人の選択を踏まえ、各生徒について学校長が、共通テスト(2)を受験することが適当かどうか判断することになります。

### 1 試験期日等 (2) 関係

(受験機会確保を必要とする対象者関係)

Q9 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。

A 要請の趣旨は貴見のとおりです。一方、「令和3年度大学入学選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の3.④において追試験等の受験の検討を要請する対象者は、試験の前から継続して発熱・咳等のある受験生としていますが、疾病等により受験予定の試験を受験できなかったことを証明する医師の診断書の提出があった場合には、新型コロナウイルス感染症の罹患に限らず、追試験の受験を認めることが適切と考えています。

Q10 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。

A 実施要項で追試験等を設けることとしている趣旨は、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験をやむを得ず受験することができなかった者の受験機会の確保が目的です。受験予定だった試験を受験することができなかったことを証明する医師の診断書の提出を求めることは可能と考えます。

なお、大学の判断で、大学入学共通テスト(2)と同様に、学業の遅れを理由に追試験の受験を認めることとすることも可能と考えます。

(受験機会確保関係)

Q11 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。

A 受験生の受験機会確保の観点から、少なくとも学部等の募集単位で、追試験の設定又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施してください。

Q12 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能

か。

A 可能です。

Q13 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。

A 返金手続きや再度の出願手続きが受験生にとって過度に負担になるようなことがなければ可能と考えます。

Q14 Q13に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。

A 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を行うこととしており、受験生の想定と異なる追加の受験料を求めることは妥当ではないと考えます。

Q15 Q13に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。

A 追加的な受験料の負担がないということであれば、受験機会を確保するための対応がなされたものと考えます。

Q16 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。

A 2月1日以降に個別学力検査を実施する選抜が対象となります。

Q17 Q16に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。

A 個別学力検査の実施は実施要項において2月1日以降とされておりす。

Q18 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜や学校推薦型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。

A 選抜方法が異なる場合、一般選抜の受験生と、個別学力検査以外の評価も含めて総合判定する他の選抜の受験生の成績を単純比較することは困難と考えます。ただし、総合型選抜や学校推薦型選抜の個別学力検査を活用し、当該学力検査が実施される日程で一般選抜における追試験を実施することは可能と考えます。

Q19 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせて選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をもらえるのか。

A 共通テストの利用を予定していない選抜区分の場合、共通テストを受験する予定がない受験生にとつては、共通テストの受験やそのための検定料等の追加的な負担が生じることから、追試験の選抜資料として共通テストの成績を活用することは、望ましくないと考えます。

なお、本来受験する選抜区分において共通テストを利用する場合には、ご質問のような方法で追試験を実施することは可能と考えます。

Q20 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和3年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。

A 共通テストについては、共通テスト(1)の2週間後にその追試験が行われますが、この2週間という期間は、一般選抜における追試験の設定にも適用されるものではありません。例えば、後期日程終了後、10日程度の期間を設けて追試験を実施することで、3月25日までに試験を実施することは可能と考えます。

また、試験実施が困難な場合には、大学入学共通テストの成績と口頭試問や面接、志願者本人が記載する資料等を利用して追試験を実施することも可能と考えます。

なお、令和2年6月12日付けの厚生労働省通知で示されている新型コロナウイルス感染症患者の退院基準に関する考え方については、症状軽快後72時間経過していれば、発症日から10日経過後に退院が可能とされています。

Q21 Q20に関して、退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状軽快後72時間経過ということか。

A 発症日を0日として、10日経過していることと症状軽快後72時間経過していることが満たされている場合になりますので、発症日から10日経過するまでの間に症状軽快後72時間経過していれば、発症日から10日経過をもって退院可能です。なお、退院基準等については更新されていることがございますので、最新の情報は、厚生労働省HP等においてご確認ください。

期間計算のイメージは、厚生労働省HPに掲載されている下図をご参照ください。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_jiryou/dengue\\_fever\\_fe\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/dengue_fever_fe_00001.html)

(参考) 期間計算のイメージ図

**【有症状者の場合】**

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



**【無症状濃厚接触者の場合】**

① 検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



Q22 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月26日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。

A 試験期日は2月1日から3月25日まで、合格者の決定発表は3月31日までを順守するようにご対応ください。

Q23 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。

A 試験期日は2月1日から3月25日まで、合格者の決定発表は3月31日までとさせていただきますので、このことを念頭に各大学においてご判断ください。

Q24 大学入学共通テストを利用して選抜する場合について、試験期日が特例追試験の成績提供日前に設定されれば、特例追試験受験者を受験対象から除外するという理解でよいか。

A 特例追試験よりも前に選抜を実施する場合は、別途、特例追試験受験者を対象とする追加合格者の選抜を実施するようにお願いします。

(受験機会の確保のための個別学力検査関係)

Q25 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。

A 個別学力検査には該当しないため、必ず講ずることを求めるものではありませんが、受験機会確保の観点から、可能な限り同様の配慮をお願いします。

Q26 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。

A 面接等は、個別学力検査には該当しないため、面接等の単位で追試験を講ずることを求めるものではありませんが、個別学力検査と組み合わせて選抜する場合には、受験機会確保の観点から、個別学力検査と同様の配慮をお願いします。

Q27 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめ、大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。

A 各大学のアドミッション・ポリシーに基づきご判断ください。仮に、予定している選抜が実施できない状況が生じ、個別学力検査を取りやめ、共通テストや書類審査で選抜を実施することとする場合は、速やかに受験生に情報提供するため、HP等において周知をお願いします。

Q28 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。

A 追試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q29 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q30 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のアドミッション・ポリシーのもと、受験生に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できると考えられる場合は可能と考えます。

#### (定員管理関係)

Q31 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うことによいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うことによいか。

A 貴見のとおりです。

Q32 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和3年度大学入学選抜に限り、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。【9/17 更新】

A 受験生の受験機会の確保が図られるよう、各大学における個別学力検査の追試験や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替が実施され、それらの試験により合格し、入学した者については、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の入学定員超過率の算定における入学者には含まないこととし、8月18日付けで通知を発送しました。詳細は令和2年8月18日付け2文科高第442号高等教育局長通知及び令和2年8月18日付け2文科高第443号高等教育局私学部長通知をご確認ください。

なお、今回の取扱は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受験生の受験機会の確保の観点から例外的に実施するものであり、各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではありません。入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえ入学選抜を実施するようお願いいたします。

#### 1 試験期日等(5)関係

Q33 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、例年は出願時に資格・検定試験等の成績を提出してもらっているが、今年度については、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えれば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。

A 資格・検定試験については、様々な分野において入学選抜で活用する大学が多い一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によってこれらの試験が延期又は中止となり、影響を受ける入学志願者も少なくない状況です。

このため、各大学においては、資格・検定試験を活用する場合には、延期又は中止となつたこれらの試験を受検できなかったことをもって、入学志願者が不利益を被らないよう代替措置を講じるようお願いしているところですが、その対応方策の一つとしてご質問のような対応は妥当な措置の一つと考えます。

Q34 ICTを活用したオンラインでの選抜を実施する際に、当日に接続不良が生じた場合や、通信環境整備を整えることが出来ない入学志願者については、どのような対応をすればよいか。【9/17 追加】

A 実施要項②イの他、令和2年5月14日付け通知「高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和3年度大学入学選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について」や、令和2年9月9日付け事務連絡「令和3年度大学入学選抜におけるオンラインによる選抜実施について」において要請している通り、入学志願者と個別に連絡を取り、代替措置を講じるなど特段の配慮をお願いします。

#### 2 出題範囲等関係

Q35 個別学力検査の出題範囲等の工夫については努力目標と理解してよいか。

A どこまでの工夫を行うかについては、各大学の実情を踏まえてご検討いただくことになると思いますが、文部科学省としては、今年度に限った特別の対応として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休業による学業の遅れに最大限配慮した取組をお願いしたいと考えます。

#### 3 調査書関係

Q36 部活動の全国大会の中止を受け、独自の地方大会を開催する自治体がある。こうした大会における成果を総合型選抜や学校推薦型選抜の評価に活用することは可能か。

A 地方大会の開催は、各主催者の判断によるものですが、高等学校等の生徒にとつては部活動におけるこれまでの努力の成果を発揮する場であり、総合型選抜や学校推薦型選抜において入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスの評価の一環として可能なものは積極的に活用していただきたいと考えます。なお、文部科学省としても、全国大会の代替となる地方大会開催支援事業の実施を通じて、そうした生徒の努力の成果を発揮する場の確保に向けた各自自治体等の取組を支援しています。

#### 4 その他(1)関係

Q37 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学が講ずる方策について、その内容はいつまでに公表すればよいか。

A 共通テストの活用方法や出題範囲の見直し等については、7月31日まで、追試験の実施など、その他の措置については、遅くとも募集要項を公表するまでに決定し、公表することが望ましいと考えますが、受験生の不安払拭や、進路選択に資するため、各大学においては、可能な限り早期に決定し、公表するようお願いいたします。

Q38 受験機会確保の方策や出題範囲等への配慮について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいか。

A 受験生の予見可能性を確保するため、可能な限り詳細な情報の公表をお願いします。なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いいたします。

#### 別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q39 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。  
A 別紙様式1の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q40 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。【9/17追加】

A 調査書の各欄の記載分量については、「調査書記入上の注意事項等について」の1のとおり、枠の大きさや文字の大きさは任意としており、特に制限は設けていません。一方、校務支援システム等において必要な情報が記載出来ない場合は、当該欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付しご対応ください。

Q41 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③タッチキース止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。

A 調査書が2枚以上となる場合は、高等学校や自治体の公印規則等の規定に従って、契印を押すなどの対応を取るようにしてください。

規定がない場合は、その真正性について大学が確実に確認出来るように、高等学校において、密封の上、一綴の資料として大学へ提出してください。

また、高等学校において調査書を作成する際に、資料の落丁、散逸を防止するため、学校長の判断で、様式欄外の各頁に志願者の氏名等を記載することやタッチキース等で綴じることなどの工夫をすることは可能です。

Q42 令和2年度大学入学選抜までは、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、提出することが出来たが、今年度も同様に取り扱って構わないか。

A 今年度より、調査書の枚数は任意としていますが、印刷の出力形式については、提出先の大学に確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。また、調査書の提出を受ける大学においては、高等学校等からA3用紙による調査書提出に付いて事前確認がない場合でも、A4用紙での再提出などの負担を求めることは避け、提出された調査書を活用してください。なお、実施要項第5の6のとおり、過年度卒業生については、従前の様式による提出が可能です。

Q43 Q42について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。

A Q42はA3で出力することについてのご質問に対する回答です。「調査書記入上の注意事項等について」の4が原則になりますので、大学への問い合わせは不要です。

Q44 第3学年の評定欄が記載不可とする場合、学習成績の状況はどのように計算すべきか。また、第3学年の評定が記載できない結果、大学によっては出願要件として求められている学習成績の状況の値に満たない場合は、その大学を生徒は受験できないのか。

A 第2学年までの評定を基に算出してください。  
また、第3学年の記載が無いことをもって、特定の受験生を不利に取り扱わないよう、文部科学省から大学に要請しています。各大学は、出願要件も含め、様々な配慮を検討していますので、今後、志願先となる大学が公表する入学選抜に関する基本的事項等において、出願要件を確認してください。

Q45 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等」及び「(6)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。

A 単に入賞歴を記載する場合であれば、「(6)表彰・顕彰等の記録」に記載すればよいと考えますが、指導要録に記載されている内容に応じた適切な欄に記載してください。

ことを想定しています。

Q46 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならぬのか。

A 大学が当該大学の学部等に対する能力・適性等について記載を求めている場合において、特に高等学校長が推薦できる生徒について記載をしてください。

Q47 第3学年の評定欄の記載方法について、臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされ、調査書を記載する際には、どの欄に、どのように記載をすればよいのか。

A 第3学年の評定欄は空欄のままとし、「8. 備考」欄に、例えば、「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため、第3学年の評定欄は記載することができない。」と記載してください。

Q48 臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされるが、生徒本人が感染や体調不良等のため、学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止となっていたことを理由に評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいのか。その場合の調査書の記載はどのようなにすればよいのか。

A 臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱って構いません。調査書の記載については、第3学年の評定欄は空白とし、その理由を「8. 備考」欄に記載してください。

Q49 感染拡大のリスクなどを鑑みた自主的な欠席などのために評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいのか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいのか。

A 令和2年6月5日付けの「新型コロナウイルス感染症対策に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」とおり、新型コロナウイルスに感染する可能性が高まっていると保護者が考える合理的な理由がある校長が判断すれば、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも認められています。そのような取扱いをした場合には、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱って構いません。調査書の第3学年の評定欄は空白とし、その理由を「8. 備考」欄に記載してください。

Q50 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。

A 予定どおり参加していれば、その状況を記載することとなったいた大会名等を記載する

Q51 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいのか。  
A 各学校の文書規則等に基づき真正性が証明できるようご対応ください。

## 別添 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

### 1. 関係

Q52 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならぬのか。

A ガイドラインは、各試験場の衛生管理体制の構築等に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものです。したがってこれらすべてについて必ず文言通り実施しなければならぬという趣旨のものではありませんが、コロナ禍で入学者選抜を実施する上では、受験生の安全確保のためにどのような対応を取るのか社会的な説明責任を果たすことが各大学には求められると考えます。

Q53 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしているとして理解すればよいのか。【11/24 追加】

A ガイドラインは、各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する観点に立って、大学入試センター及び各大学が共通テスト及び個別入試における試験実施体制を整えるに当たって活用されることを想定しています。

なお、大学入試センターは、ガイドラインを基に共通テストにおける感染対策等を策定し、11月6日付けで大学・教育委員会等へ周知していますので、共通テスト参加大学においては、大学入試センターの感染対策を順守し、試験の準備に遺漏のないようお願いします。

### 2. (1)関係

Q54 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超え試験室で試験を実施してもよいのか。【11/24 更新】

A 受験者間の距離が1メートル程度確保され、その他ガイドラインで示している様々な感染防止策を講じていければ、試験室の確保について、追加的な対応は不要です。

実施することは可能か。【11/24 更新】

A 試験開始前 72 時間以内に学内の学生又は教職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒してください(消毒できない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます)。また、ガイドライン2(1)④のとおり、体調不良などを訴える者がいる場合に備え、代替の試験監督者等を確保しておくとともに、試験実施準備中から試験監督者等とその代替者の接触を避けることや、準備作業をグループ分けし、作業時間をずらすなどの工夫をすることで、円滑な試験実施ができるよう準備をお願いします。

Q60 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応が必要か。【11/24 追加】

A 当該感染者が確実に活動していない範囲で試験室を確保するか、当該感染者が活動した可能性がある試験室全体を消毒して対応するようお願いいたします。

Q61 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。【11/24 更新】

A 試験実施大学が個々の受験生について濃厚接触者であるかどうかを確認することは困難であり、本人からの申告によって対応することが必要です。なお、濃厚接触者とは、あくまで保健所から特定された者のみであり、COCOAの通知などで特定されるものではありません。

Q62 Q61について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。

A 保健所において濃厚接触者であることを文書で証明することはないため、自己申告を受けて判断してください。

Q63 コンタクトスポーツや発声を伴う歌唱などの実技試験については、入念な感染症対策を講じた上で、実施することは可能か。

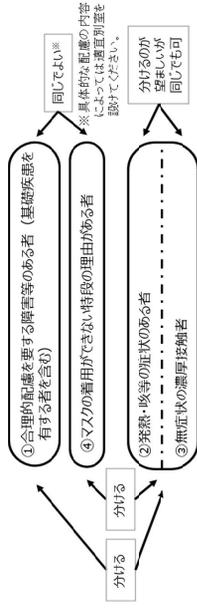
A ガイドラインにおける実技試験に関する記述については、専門家等と十分協議し、各実技試験の特性に応じた感染症対策を十分に講じた上で、実施することを妨げるものではありません。

Q55 別室は何通り設ける必要があるのか。【11/24 追加】

A 別室受験の対象となる受験生は、①合理的配慮を要する障害等のある者(基礎疾患を有する者を含む)、②発熱・咳等のある者、③無症状の濃厚接触者、④マスクが着用できない特段の理由がある者です。

②と③は、試験運営上、可能な限り異なる別室を用意することが望まれます。②と③を同じ別室とする場合でも、①や④とは異なる別室とすることが必要です。①と④とは感染対策の点では同じ別室でも可能ですが、合理的配慮を要する受験生については、具体的な配慮の内容によっては適宜別室を設けてください。

これを図示すると、以下ようになります。



Q56 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数いた場合、2メートル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。【11/24 追加】

A 別室は2メートル以上の間隔での座席配置を行うことを基本としていますので、同室に受験させることも可能です。

Q57 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。【11/24 追加】

A 受験生の控室を設ける場合には、そのようにしてください。また、試験室と同様の感染防止策を講じてください。

Q58 試験開始前の 72 時間、試験室を使用しなければ、試験前日に消毒用アルコールを使用した拭き取りを行わなくてもよいか。【11/24 追加】

A 72 時間以上使用していない試験室については、消毒は不要です。

Q59 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を

## 2. (2)関係

Q64 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。

A ガイドライン「2. 試験場の衛生管理体制等の構築」(2)①においては、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、屋敷を除き、マスクの着用を義務づけるようお願いしています。なお、マスクを忘れた受験生のために事前に未所持者に提供可能なマスクを大学において準備いただくことも願います。

Q65 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。【11/24 追加】

A 会話をしない状況であっても、くしゃみ等によって飛沫が拡散することも起こり得ることから、マスク着用の上、受験させてください。

Q66 濃厚接触者として受験前に把握できなかった場合は、受験を控えてもらうべきか。【11/24 追加】

A 10月29日付けでガイドラインが改正され、保健所が特定した濃厚接触者についても行政検査で陰性であり、試験当日も発熱・咳等の症状がないことや別室受験等の要件を満たす場合には、各大学の判断で受験を認めることが可能です。

Q67 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。【11/24 追加】

A 共通テストについては、受験を認める際の要件すべてを満たせば、必ず受験を認めることとなりますが、各大学の個別学力検査においては、追試験等の代替措置も含めて受験機会が確保されるよう対応してください。

Q68 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。【11/24 追加】

A 本人からの申告を基にご判断ください。その際、受験生から確認した事項は、記録しておくことが適切と考えます。なお、共通テストの場合は、以下の項目について受験生が自署した書面をFAX・メール等で提出させることとしていきますので、参考にしてください。

(共通テストにおいて報告が必要な事項)

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・保健所によるPCR検査の結果又は検査所による抗原定量検査の結果(一般のクリニック等で

の検査では受験要件を満たさないこと。)

Q69 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。【11/24 追加】

A 自家用車の他、レンタカーや親戚の車など、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査においては、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるよう指導いただくことが考えられます。

Q70 屋敷時間は、例年、午前中の試験終了後から午後後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていれば「時間を限定して設定したことになるのか。【11/24 追加】

A 10月29日付けで改正したガイドラインにおいて屋敷時間を限定して設定することとした趣旨は、感染リスクが高くなる飲食の時間を可能な限り限定することで感染リスクの低減を図るためです。共通テストでは、午前中の試験終了後から午後量初の試験の入室終了時刻の15分前までに限定しています。

Q71 屋敷以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とすべきか。【11/24 追加】

A 感染拡大防止のため、控室での飲食については、水分補給やのど飴をなめること等、必要最小限となるような対応が適切と考えます。

Q72 全員一律に検温する必要があるとのことだが、当日の朝に検温をしまった受験生に対して、検温できるスペースを設けることは可能か。【11/24 追加】

A 受験生から検温を希望する申出があった場合には、休養室等に案内し、対応してください。

## 3. 関係

Q73 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。

A 医療機関を退院した者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律(平成10年法律第114号)第22条の「病原体を保有していないこと」に該当する者になりますので、受験を認めてください。

Q74 何のために受験生に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)の導入を推奨するのか。【11/24 追加】

A 受験生が自らのケアを迅速に行うことができるものであり、受験前の健康管理の一環として推奨するものです。なお、通知を受けたことで直ちに濃厚接触者と特定される訳ではありませんので、受験生から相談があった場合には、保健所等の指示に従い、適切な対応を取るようご説明ください。

Q75 COCCAをダウンロードしている受験生が受験時に感染していた場合や濃厚接触者だった場合には、何らかの情報が大学にも連絡されるのか。【11/24 追加】

A COCCAはダウンロードした者が感染症陽性者と接触した可能性がある場合に本人のみに通知されるものであり、大学を含めて本人以外に情報は提供されないことから、受験時には、感染していても、濃厚接触者であることは本人の申告によることになります。

なお、ガイドライン2(3)③の通り、試験終了後に、感染が判明した者がいた場合には、保健所等の行政機関からの要請があれば、必要な調査に協力することが必要です。